

障がい福祉サービス

●障害者総合支援法によるもの

事業名	内 容	分類
居宅介護	自宅で入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
同行援護	外出時において、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの理由により、介護ができない場合に、障がい者支援施設などに短期間の入所をさせて、施設で入浴、排泄、食事の介護などの支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	訓練等給付
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業、事業所、家族などとの連絡	

	調整を行い、就労に伴い生じる生活上の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を一定の期間にわたり行います。	
就労継続支援 (A 型＝雇用型、 B 型＝非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
自立生活援助	居宅において単身等で生活する人で、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴や排泄、食事の介護等その他の必要な日常生活上の援助を行います。	
移動支援	外出時における移動の支援や介護を行うことにより、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう支援します。	地域生活 支援事業
日中一時支援	日中に施設で排泄、食事の介護等を行います。	

●児童福祉法によるもの

事 業 名	内 容	分類
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適法訓練などの支援を行います。	障がい児 通所給付
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援と同様の訓練及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後や休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
お問い合わせ・申し込み		
筑紫野市生活福祉課障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111		